

登録商標の類似使用はどこまで許容されるか

商標法第50条の不使用取消しに関する知財高裁判例

番号	審決取消事件番号 判決言渡日 原告・被告	本件商標	使用商標	特許庁審決	知財高裁判決	まとめ
1	平成22年(行ケ)10083号 平成22年7月28日 知財高裁第4部 原告：藤森工業㈱ 被告：特許業務法人小野国際特許事務所	ECOPAC 登録第2723314号 指定商品： 第6類「金属製包装用容器」 第16類「紙製包装用容器」 第20類「プラスチック製包装用薬、等」	本件使用商標 エコパック 審査時引用商標1 (4条1項11号) エコー 審査時引用商標2 (4条1項11号) EKCO エコー	取消審決 「ECOPAC」は、「エコパック」と一連にのみ称呼され、特定の観念を有しない造語であるから、使用商標は、本件商標と社会通念上同一とは認められないうえ、 エコパックは、「経済的、環境にやさしい包装容器」という、プラスチック製包装容器の品質を表示するものとして認識されるから商品の出所表示機能を果たさず、本件商標の使用ではない。 本件商標は「エコパック」と一連にのみ称呼され、特定の観念を有しない造語よりなるものと判断することが相当であるためこれら引用商標とは異なる(拒絶査定不服審判) 「エコパック」、「ECOPAC」のいずれも、「環境保護に十分配慮した包装用容器」について普通名称又は品質を表示するものとして使用されている事実を認めることはできず、また、本件商標は、原告の主張するとおり、「エコパック」と一連にのみ称呼され、特定の観念を有しない造語であり、観念については比較することができないから、引用商標にも類似しない(異議申立維持決定)	両商標は社会通念上同一とはいえない 原告は本件商標の出願経過において、「PAC」は「包装容器」を意味する外来語とは構成を異にするものであって、「ECO」と一連と連続した構成よりなる本件商標「ECOPAC」は、「環境保護に十分配慮した包装容器」の意味合いを指称するものではなく、取引者及び需要者は、原告により創作された特定の観念を生じ得ない造語として把握し、理解するものであると明確に主張している以上、本件において、原告が、その前言を翻して、本件商標から「環境に優しい包装」の観念が生じるなどと主張することは、禁反言則に反し、許されないものというべきである。 そうすると、本件商標と本件使用商標とが、称呼及び観念において同一であることを前提として、本件商標と本件使用商標とが社会通念上同一であるとする原告の主張を採用することはできない。	請求棄却 本件商標と使用商標とが、称呼および観念において同一か否かの判断において、出願過程における原告の「本件商標は特定の観念を生じない」との主張に基づき、両商標の観念が異なるものと判断された。
2	平成23年(行ケ)第10243号 判決 平成24年2月21日 知財高裁第1部 原告：X 被告：Y	ももいちご 百老五 登録第4323578号 指定商品： 第31類「いちご」	使用商標 1  使用商標 2 右下に極めて小さく 百老五 との記載あり 	取消審決 ①使用商標 1 は、本件商標と社会通念上同一の商標と認めることはできない ②使用商標 2 は、審判請求の登録前3年以内に使用していたと認るに足りる証拠は見いだせない	本件商標は、当初は単に「ももいちご」だけの出願であったが、「もも」と「いちご」の2つの果物名を組合わせただけであるとして認められず、「百老五」を併記することで何とか商標登録に至った。 文字の色大きさから、「ももいちご」の部分が最も大きな自他識別能力を有し、「佐那河内の」の部分は、それに次いで自他識別能力を有するといえる。他方で、文字の大きさ内容からすれば、「登録第4323578号」「百老五」の部分は、いずれ自他識別能力は非常に小さい。 しかし、原告は、「百老五」の部分、単に登録要件を充足するために付加したのであり、客観的にみて、本件商標において漢数字である「百老五」の部分は、「ひやくいちご」のほか「ももいちご」とも一応読得るのであり、ここから、数字の100と1と5、又は何らかの「いちご」との観念が生じ得るもの、あくまで平仮名の「ももいちご」を補足する部分であり、「百老五」の部分自体が顕著な自他識別能力を有することは期待されていない。 すなわち、「ももいちご」「百老五」の両方の文言が、文字の変更欠落などなく、共に用いられていれば、字体や字の大きさに違いがあるとしても、本件商標を表す「登録第4323578号」も表示されていることも併せ考慮すると、社会通念上、本件商標と同一の商標が使用されていると解すべき。 そして、本件での商品タグにおいて、「百老五」の文字が小さいとしても、判読できないほど小さいわけではなく、他の文言が入っている、「ももいちご」「百老五」の両方の文言が上下二段に並べて用いられている。 以上からすれば、商品タグにおいて、本件商標と社会通念上同一の商標が使用されていると認るのが相当である。	審決取消し 使用商標 2 について、商標の構成要件である「ももいちご」と「百老五」とが分離して使用されていた場合でも、両方の文言が文字の変更欠落などなく共に用いられていれば、字体や字の大きさに違いがあるとしても社会通念上、本件商標と同一商標が使用されていると解すべき。
3	平成24年(行ケ)第10250号 平成25年1月10日 知財高裁第4部 原告：7M'エフ エス、アール、エル 被告：Y	LANCASTER 国際登録第595760号 指定商品： 第9類 航海用サンングラス 等 第14類 貴金属製品 等 第16類 紙、等 第18類 革及び人工皮革、等 第25類 被服、等	LANCASTERの欧文文字を円弧状に横書きし、その「LANCASTER」の部分に下線を引き、その下に「ITALY」と記載した構成の標章	取消審決 本裁判の原告が被告の特許庁での審判請求に答弁しなかったために不使用取消となった	使用商標は、2段に記載されており、「ITALY」は、イタリア製の商品であることを示すにすぎないから、本件使用商標からは、「ランカスター」の称呼も生じる。 本件使用商標の上段部分は、本件商標と外観においても類似するものである。 そうすると、本件商標と本件使用商標とは、少なくとも称呼において同一のものであり、外観においても社会通念上類似であるから、両者は社会通念上同一と認められる。	審決取消し 使用商標に付加されている「ITALY」は、イタリア製の商品であることを示すにすぎない。 よって、使用商標の上段部分が比較の対象となり、両商標の外観が類似し、称呼が同一であるから、両者は社会通念上同一と認められた
4	平成24年(行ケ)第10382号 平成25年3月21日 知財高裁第4部 原告：リズム ホールディングリミテッド 被告：㈱オギツ	rhythm 登録第4894428号 指定商品： 第25類 「履物、等」	NEO RHYTHM NEORHYTHM NEORHYTHM	棄却審決 本件商標と社会通念上同一の商標とすることができる使用商標 1 ないし 3 を使用していた	商標法50条1項における、登録商標と社会通念上同一と認められる商標は、 ①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、 ②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、 ③外観において同視される図形からなる商標 が例示されていることに鑑みれば、上記①ないし③に準ずるような、これと同程度のものをいうものと解される。 なお、文言上、登録商標と「同一」と認められるものでなければならず、「類似」の商標は含まれない。 ア 本件商標は、「rhythm」の文字からなり、「リズム」という称呼を生じ、「リズム」、「調子」という観念を生じるのに対し、使用商標は、いずれも、「NEO」の文字を伴って、「NEORHYTHM」又は「NEORHYTHM」の文字からなり、「ネオリズム」という称呼を生じ、「新しいリズム」、「新しい調子」という観念を生じる。 そして、使用商標は、「NEORHYTHM」又は「NEORHYTHM」の文字からなり、「NEO」の文字は白抜きで縦字風に表され、「RHYTHM」の文字は塗り潰しのゴシック体風の文字で表されているところ、 ①本件商標の書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標とはいえないし、 ②本件商標のローマ字の文字の表示を平仮名片仮名に変更して同一の称呼及び観念を生ずる商標でもなく、また、 ③外観において本件商標と同視される図形からなる商標でもなく、これらと同程度のものということもできない。 よって、使用商標は、本件商標と社会通念上同一のもので認められる商標ということとはできない。	審決取消 使用商標に「NEO」付加したことで、「ネオリズム」という称呼が生じ、「新しいリズム」という観念が生まれるから、商標法第50条第1項に例示される社会通念上同一の商標に該当しない。
5	平成25年(行ケ)第10024号 平成25年6月20日 知財高裁第4部 原告：㈱ ナビ 被告：㈱ ウインライト	JanNavi ジャンナビ 登録第4802600号 指定商品・指定役務： 第9類「業務用テレビゲーム機、等」、 第28類「マシンの用具、等」 第41類「インターネットのネットワークを利用して対戦する麻雀ゲームの提供、等」	ジャンナビ杯	取消審決	本件商標は、「JanNavi」の欧文文字と「ジャンナビ」の片仮名文字とを二段に横書きしてなり、「ジャンナビ」との称呼を生じ、また、「麻雀大会の企画・運営又は開催」に係る役務の取引者、需要者においては、「麻雀(マーじゃん)」の略語を意味する「ジャン」と、操縦等の意味を有する「ナビゲーション」の頭文字である「ナビ」とを結合させた語句であると想起し得る。 一方、原告のホームページに掲載された使用商標は、「ジャンナビ杯」との文字からなり、「ジャンナビハイ」との称呼を生じ、また、上記取引者等においては、「ジャンナビ」との名称を付したゲーム大会等を想起し得るものである。 そうすると、使用商標は、商標法第50条第1項の三つの例示商標でもなく、これらと同程度のものということもできないから、「ジャンナビ杯」は、本件商標と社会通念上同一と認められる商標ということとはできない。 原告は、使用商標では、「ジャンナビ」の部分が必要となっているから、使用商標と本件商標とは、社会通念上同一であると主張するが、使用商標のうち「ジャンナビ」のみを本件商標と比較して商標の同一性を判断することは許されない。	請求棄却 使用商標は、商標法第50条第1項の例示商標に該当しない

6	<p>平成24年(行ケ)第10442号 平成25年7月17日 知財高裁第1部</p> <p>原告：(株) ウィンテイト 被告：(有) サムライ</p>	<p>SAMURAI サムライ</p> <p>登録第4364679号</p> <p>指定商品： 第25類「洋服、等」</p>	<p>使用商標1 使用商標2</p> 	<p>棄却審決</p>	<p>本件商標は、「SAMURAI」と「サムライ」の文字を上下2段に表記したものであり、使用商標はいずれも、「SAMURAI」又は「Samurai」の文字を単独で表記したものである。 本件商標は標準の活字体が使用され、使用商標は概ね標準の活字体又は筆記体が使用されている。</p> <p>原告は、使用商標はいずれも「SAMURAI」又は「サムライ」の文字を2段併記ではなく1段に表記され、相当にデザイン化された書体に変更され、また、「GENUINE JEANS」の文字が併記されており、本件商標と社会通念上同一とはいえないと主張する。しかし、使用商標は、様々な絵柄や「侍」「刃」「零」「極」などの文字や「GENUINE JEANS」の文字と併記されているが、いずれも「SAMURAI」「Samurai」との欧文字が、概ね標準の書体により、明瞭に表示されている。</p> <p>また、原告は、使用商標は、「SAMURAI」ないし「サムライ」という社名と同一の文字をデザイン化した、多数の異なる標章が用いられており、被告商品の出所を示すものと認識されない態様で用いられていると主張する。しかし、使用商標は、工夫が施された図柄とともに使用されているが、前記のとおり、フラッシュャーに「SAMURAI」「Samurai」との欧文字が、概ね標準の書体で表示されている使用状況に照らすならば、取引者、需要者は、商品の出所を示すための表示と認識することは明らか。</p> <p>よって、使用商標は本件商標と社会通念上同一と認められる。</p>	<p>請求棄却</p> <p>本件商標が2段書きで、使用商標が1段書きであるが、「SAMURAI」の部分を要部として、商標法第50条第1項の①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標に該当すると判断したのか？</p> <p>本件商標では、上段の「SAMURAI」と下段の「サムライ」は、ローマ字とカタカナとの違いしかないため、このような商標では、その一部のみを切り取って使用する商標は、社会通念上同一と判断される可能性が高いと思われる。</p>
7	<p>平成25年(行ケ)第10090号 平成26年1月29日 知財高裁第2部</p> <p>原告：㈱ ビルドランド 被告：㈱ デーロス</p>	<p>デーロス (標準文字)</p> <p>登録第4857066号</p> <p>指定商品・役務： 第7類「土木機械器具、等」 第37類「建設工事、等」</p>	<p>デーロス・ジャパン</p> <p>DEROS JAPAN</p>	<p>取消審決</p>	<p>使用商標「デーロス・ジャパン」は、全体が普通に用いられる字体で表示されており、「デーロス」と「ジャパン」とが「・」により明確に区切られている。前半からは「デーロス」の称呼が生じ(観念は不明)、後半からは「ジャパン」の称呼と「日本」との観念が生じる。 後半部分は、我が国の国名であるから、商品・役務の販売・提供範囲の地理的限定又は法人の活動範囲の限定をするものと理解されるもの、結局、商標権の効力の及ぶ我が国の全域を示しているものであって、特段の限定を付したのではない。 よって、両商標が取引者・需要者に別異の観念を抱かせるものではなく、両商標は社会通念上の同一性を有する。</p> <p>「DEROS JAPAN」は、全体が普通に用いられる字体で表示され、「DEROS」と「JAPAN」との大きさが異なる態様で使用されているほか、両者の間に空白がある態様で使用されている。 また、「JAPAN」が我が国に広く了解されている英単語で容易に理解されるから、「DEROS JAPAN」が、常に一連一体のものとして称呼・観念されるものとはいえない。 ところで、「DEROS」は、「デロウス[derou] 帰還予定日(和)」に対応する英単語であるが、我が国で馴染みのある単語ではなく、一方で、「DEROS」をローマ字読みした「デロス」は、我が国において一般に馴染みのあるギリシャ共和国のデロス島の和名と音を共通にする。したがって、「DEROS」は、ローマ字表記に準じるものとして「デロス」との称呼が生じ(観念は不明である。)、後半からは「ジャパン」の称呼と「日本」との観念が生じる。</p> <p>商標において片仮名とローマ字とを相互に変更する場合は、社会通念上の同一性を失わないものと解されるから(商標法50条1項かつ書き)、本件商標の使用の有無の検討に当たって比較対象すべき点は、「デロス ジャパン」(「DEROS JAPAN」)と「デーロス」(本件商標)との社会通念上の同一性の有無になるところ、上記のとおり、「ジャパン」を付加することで取引者等に別異の観念を抱かせるものでなく、また、長音化した(デーロス)とそうでない(デロス)とは外観上の差異がわずかである上、いずれもが特定の観念を抱かせないから、その称呼の差異によって別個の観念は生じない。 よって、「DEROS JAPAN」と本件商標(デーロス)とは、社会通念上の同一性を有する。</p>	<p>審決取消</p> <p>使用商標に付加された「ジャパン」あるいは「JAPAN」は、商標権の効力の及ぶ範囲が日本を示すものであって、これを付することによって取引者等に別異の観念を抱かせるものではない。 そうすると、「デーロス」と「DEROS」は、片仮名とローマ字とを相互に変更する場合に該当し、社会通念上の同一性を失わないと判断された。</p>
8	<p>平成28年(行ケ)第10096号 平成28年11月7日 知財高裁第2部</p> <p>原告：小笠原製粉㈱ 被告：キリン㈱</p>	<p>KIRIN</p> <p>登録第5240430号</p> <p>指定役務： 第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、等」</p>		<p>棄却審決</p> <p>使用標章は、白色で表された「KIRIN」の欧文字からなる商標が使用されているところ、該使用商標は、本件商標と色彩が相違するものの、構成文字及び態様を同じくするものであるから、本件商標と社会通念上同一のものと認められる。</p>	<p>①使用標章は、「KIRIN」の欧文字部分と、波線及び「おいしさを笑顔に」の部分との間に空間があって、分離して観察できる ②「KIRIN」の欧文字は太く大書され、波線及び「おいしさを笑顔に」の文字は細く小さく書かれている ③キリングループは、本件商標とほぼ同一の商標をキリングループのハウスマークとして使用する一方、本件商標とほぼ同一の商標を、防護標章として登録しており、この結果、本件商標は、キリングループの商品又は役務を示すものとして取引者及び需要者との間で周知著名になっていると認められるから、「KIRIN」部分が、役務の出所がキリングループであることを示す商標として用いられていると認められる。 また、使用商標の「KIRIN」と、本件商標とは、色彩を除いて外観は同一ないしほぼ同一、称呼及び観念は同一であるから、両商標は社会通念上同一であることが明らか。</p>	<p>請求棄却</p> <p>「KIRIN」部分が要部であり、両商標は、色彩を除いて外観は同一ないしほぼ同一、称呼及び観念は同一であると判断された。</p>
9	<p>平成29年(行ケ)第10126号 平成29年12月25日 知財高裁第1部</p> <p>原告：㈱ ダイイチ 被告：㈱ ベガスベガス</p>	<p>ベガス</p> <p>登録第5334030号</p> <p>指定役務： 第41類「セミナーの企画・運営又は開催、等」</p>	<p>ベガスベガス</p> <p>VEGAS VEGAS</p>	<p>棄却審決</p> <p>本件文字部分「ベガス」は出所識別機能を果たし、本件折込チラシ1に使用された使用商標「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」とは社会通念上同一と認められる。</p>	<p>本件商標(ベガス)と使用商標「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」が類似するものではなく、商標として異なるものであることについては当事者間に争いが無い。</p> <p>本件折込チラシ1には、「ベガス発券店ファンのお客様へ」と記載され、本件文字部分(ベガス)が使用されている。他方、本件折込チラシ1の下部には、eを付した「ベガスベガスe」という文字が大きく付されているほか、「VEGAS VEGAS」、「ベガスベガス発券店」という文字も併せて記載されている。 これらによれば、本件折込チラシ1に接した需要者は、同チラシにおいて、パチンコなどの娯楽施設の提供という役務に係る出所を示す文字は、同チラシにおいて多用されている「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」であって、一箇所だけで用いられた本件文字部分「ベガス」は、店内改装のため一時休業する店舗の名称を一部省略したものとして、本件折込チラシ1に係る上記役務の出所自体を示すものではない。 そうすると、本件折込チラシ1に本件文字部分「ベガス」を付する行為は、商標法2条3項にいう「使用」ではない。</p>	<p>審決取消</p> <p>本件商標(ベガス)は、使用商標「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」の略称表示に当たり、商標法50条1項の不使用取消制度の趣旨に照らすと、実質的には商標として異なる略称表示に係る信用まで保護することは妥当ではない。</p>
10	<p>平成30年(行ケ)第10059号 平成31年1月29日 知財高裁第2部</p> <p>原告：ATコミュニケーションズ㈱ 被告：㈱デンソーウェーブ</p>	<p>QRコード QR Code</p> <p>登録第4075066号</p> <p>指定商品： 第9類「理化学機械器具、等」</p>	<p>使用商標</p> 	<p>棄却審決</p>	<p>(7) 本件商標は、「QRコード」及び「QR Code」を上下二段に配置した商標であり、上段の「コード」の部分は、下段の「QR Code」の部分を片仮名にしたものと理解されるから、「キューアールコード」の称呼が生じ、また、QRコード規格の2次元コードの観念が生じる。 一方、使用商標からも、「キューアールコード」の称呼と、QRコード規格の2次元コードの観念が生じるから、両商標は、称呼及び観念において共通する。 (4) 外観について、使用商標は、本件商標の下段の「QR Code」とは同一の文字綴りであり、上段の「QRコード」とは片仮名及びローマ字の文字表示を相互に変更するものであり、共通性が認められるが、①本件商標は、「QRコード」及び「QR Code」の標準文字が上下二段に配置されているのに対し、使用商標は、「QR Code」のみから構成されている点、②使用商標は、「Q」の文字の右端の部分と「R」の文字の左端の部分重なっており、同重なり部分が、両文字の一部を兼ねているように図形化されている点、③使用商標は、赤色で記載されている点で異なっている。 しかし、(7)のとおり、「QRコード」及び「QR Code」の称呼及び観念は同一であることからすると、上記①の相違点の存在が、両商標の社会通念上同一性の判断に影響を与えるものではない。 また、「Q」の文字と「R」の文字が重なった部分は僅かであり、双方の文字を独立した文字として認識できること、図形化の程度も僅かであることからすると、上記②の相違点の存在が、使用商標が本件商標と社会通念上同一といえるか否かの判断に影響を与えるものではない。 さらに、商標に色を付けても、通常、商標の同一性を失わせるような変更とはいえないから、上記③の相違点の存在が、両商標の社会通念上同一か否かの判断に影響を与えるものではない。 (9) よって、使用商標3は本件商標と社会通念上同一である。 (2) この点について、原告は、本件商標上段の「QRコード」から下段の「QR Code」以外のものを想起させるし、下段の「QR Code」から上段の「QRコード」以外のものを想起させると主張するが、本件商標は、「QRコード」と「QR Code」を上下段に配置した商標であって、前記ウのとおり、「QRコード」及び「QR Code」が2次元コードの規格としても知られていることを考慮すると、「QRコード」と「QR Code」からそれら以外のものを想起することは考え難いというべきである。</p>	<p>請求棄却</p> <p>2段書きである本件商標の「QRコード」及び「QR Code」は称呼及び観念が同一であるから、そのうち一方「QR Code」を抜き出しても社会通念上同一である。使用商標の「Q」と「R」が重なったデザインであるが、図形化の程度が僅かであるから、本件商標との社会通念上同一を妨げない。色変更は、通常、商標の同一性を失わせる変更とはいえない。</p>